日本劣島改造論　その一

前書きは短く　結論は速く・・・

自動車運転と同様

「国政」や「国の運営」の超大型車

運転を任された　政治家達には

運転の免許証が　不要であり

それなりの官僚は　国を支えるために

難関の免許を　取得しなければならない

オ　カ　シ　イ！

そこで諸案の提言

１．政治改革　議員削減と質の向上

今の日本政治を　待ったなしで改革するには

①議員定数の削減

②試験による　議員資格制度

③日本国憲法の試験

④基礎体力テスト

さらに

⑤投票有権者の明確化

の緊急五大改革を　提案したい

①　議員定数の削減

削減の理由は

現在の与党の８５％　野党の９７％は

国益と民益に関与せず　つまりは

国家と国民に　過大な負担と

継続的・持続的な過大な負荷を及ぼす

日々と人々と　古き悪き仕組みの健在

ここ日本で議員になるには

選挙「三バン」が必要で

・地盤　選挙組織

・看板　知名度

・カバン　カネ

豚の世界なら　「三元豚」が

堂々と闊歩しているイメージ

削減の具体案は

衆議院議員　４６５　→　２００に絞り

参議院は４７都道府県で　倍掛けの９４

議員総数を　合せて　２９４に削減

総理と大臣は　この２９４から

７１３名→２９４名の大削減

両院の議長は輪番制

②　議員資格制度

・日本国憲法の試験

・日本に関する常識（領土、面積、予算等々）

・基礎体力測定（１００ｍを６０秒で自力走か自力歩）

・定年制で満年齢８５歳を上限

「北方４島」を全島回答できた

日本議員は３０％（記憶では）

そこで　あるレベルの試験の合格者と

基礎体力保持者のみ　議員立候補させる

なお　試験は日本国民なら受験可能で

２５歳以上で　国税確定申告納税者

これで責任ある政治が活発化し

供託金は　すべて国庫へ

③　日本国憲法試験

さらに　議員は

日本国憲法（以下、憲法）の国家試験合格者

教員免除取得には　憲法必須であるが

議員になるにも　必須とする

憲法を精読すれば　「ルールブック」に過ぎず

以下　余談・・・

２０歳台の頃　異国の上空の機内で

日本について　かなり詳しい異国人から

我が憲法について質問され

自分の無知さに　立往生　正確には「座り往生」

以来　正月三が日の一日を

憲法（日・英）精読と決め　年課とし

これが案外　思いのほか楽しい

憲法を私的利用の　「立憲」民主党の

小沢・菅直人・連坊・辻元・泉・枝野・岡田・長妻

故土井たか子（憲法学者と称した）連に

回数では負けない闘志を今も

憲法九条は　時代に関わりなく　懸案条項

では　第八条と第十条は？

立憲党員なら　全員正解であろう

石破さんと高市さんは　並々ならぬ勉強家で

彼らは別格

今年も　疑問や確認したいことがあり

憲法を　ヒマに任せて　何回か精読した

その一つが　今話題の「派閥」であり

憲法でどのように定義されているか？

第二十一条「集会、結社及び言論、

出版その他一切の表現の自由は、

これを保障する」とあり「結社」

英文原典では「associates」

この解釈でよいのか？

派閥の合法性は　憲法で保障されたものか？

憲法と言えば　そこに登場するのが　憲法学者

だが　日本では　ルールの解説程度が仕事で

彼らを学者と呼ぶなら　野球審判員は野球学者

相撲行事は相撲学者　サッカー学者

何とか学者の輩出で　少年野球指導のオッちゃんは

少年野球学者である

読めば読むほど　日本国憲法は名文であり

スキがあるようで　スキがない

見方を変えれば

スキがないようで　スキだらけ

以下の私見は

今まで　憲法と一対一で対応してきたので

他者や他人が　どうのように云々しているか

調べたことも　知らべる積りもないし

全くの個人的感想で　孤高の憲法との

対峙である

日本国憲法の原典は英文である

「日本の領土条項」がなく

「日本」は言葉で存在しても

「日本国」という空間を占める実体がない

前文に「わが国土　this land」と記載のみ

これが憲法？　憲法ではない！

「日本国民」も「the Japanese people,

やthe people, やall peopleの混在で

第二十条では　allのみで　以下peopleが

抜けており　文面的には　間違いではないが

法文としては　間違いである

大臣がthe Prime Minister

国務大臣がMinisters of Stateとあるが

日本は　米国人の語感のStateではなく

誤解を防ぎ　法文的正確さで

Cabinet MinstersかMinistersか

譲歩（ＧＨＱとの交渉過程で）しても

State Ministersとゴネレバよかった

憲法と言えば　日本史授業で習った

聖徳太子の「十七条憲法」

あらためて　原文に接すれば　中国式憲法で

ごく一部の為政者と　知的レベル格段の下の

民衆に　行き渡ったはずがなく

今の日本憲法でさえも　行き渡っていない

護憲とか立憲とか言う連中は

この米国式憲法を　拝受・死守するが

同時に　対米従属を非難する　背反行為

日本の歴史的な拝跪・叩頭心理では

「憲法」の二文字は　神聖にして犯すべからず

以前なら　徳川末期までなら

「お定め書き」「お触書」「公事方御定書」の

ルール集である

④　基礎体力テスト

体力なくして　政治に関わるな！

が　諸外国と共存・共栄・競争へ

参入の必要条件　せめて

１００ｍを６０秒で自走か自歩

⑤　投票有権者について

３代原則の日本国籍で

二重国籍や違法・不法移民と不法在留を除外

在住者も　３代以上日本国籍に絞る

民主主義世界が　避けて通れない末路は

「選良」ではなく　「選悪」が政治へ混流し

離合集散の集団や党派が　難民化して

国政になだれ込んでいるのが

日本と世界の現実

ガーシーは自らを犠牲にして

訓示してくれた。